

新型コロナウイルス感染が懸念される状況における

災害ボランティアセンターの設置・運営等についての留意点

令和2年7月16日

山形県社会福祉協議会

山形県ボランティア・市民活動振興センター

これまで、災害時においては、被災地の行政や社会福祉協議会がボランティアやNPO等、多様な機関と連携・協働しながら「災害ボランティアセンター」を設置・運営し、災害によって物的・心的に被災した地域住民に寄り添いながら、各地から駆け付けるボランティアの力を被災者の生活支援につなぐための活動を行ってきました。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止が課題となっている状況下においては、従来の災害ボランティアセンターの設置・運営の考え方に加えて、特に衛生面等に配慮した取り組みが必要とされています。

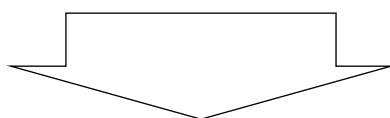
本会では、全国社会福祉協議会で示している「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について」、「新型コロナウイルスの状況下における衛生に配慮した災害ボランティアセンター運営上の留意点」を参考とし、次のとおり留意点を整理しましたので、各市町村社協等においては、今後の感染状況等を勘案しながら、新型コロナウイルスの影響下での災害ボランティアセンターの設置・運営の際の参考としてくださるようお願いいたします。



※ 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた基本的な考え方は、本会が平成30年度に発行した「市町村社協 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を参照してください。

1 災害ボランティアセンター設置・運営の判断

- ボランティア活動は、本来、市民の自由な活動であり、自主的、自発的な活動です。このことは、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況下においても、十分に尊重されなければいけません。しかし、新型コロナウイルスの影響下においては、行政の判断により行動制限が行われることもあり、災害ボランティアセンターの設置・運営や、災害ボランティア活動等に一定の制限がかけられる場合もあります。
- 新型コロナウイルスの影響下における災害ボランティアセンターの設置を迅速に判断し、感染防止策を施しながら運営を適切に行うためには、発災前に専門家等の意見を踏まえ市町村行政と協議し、決定しておくことが求められます。



- (1) 災害ボランティアセンターの設置について、市町村行政と協議し判断する。
 - ▶ 市町村社協は、新型コロナウイルスの影響下における災害ボランティアセンターの設置について、被災者のニーズに基づき、保健師等感染症予防の専門家の意見を加え、市町村行政と協議し判断します。
- (2) 行政、保健所、医療関係機関の支援体制を確保する。
 - ▶ 最新の感染状況や医療提供体制の状況といった新型コロナウイルス感染情報の提供体制、感染が発生した場合の行政、保健所、医療関係機関等の支援体制を、市町村行政の協力により確保します。
- (3) 地域の組織・関係機関に災害ボランティアセンター運営への協力を呼びかける。
 - ▶ これまで災害ボランティアセンターの運営については、被災地の市町村社協を中心としつつ、災害規模によっては、全国や北海道・東北ブロック管内の社協職員の協力を得て行ってきました。しかし、新型コロナウイルスの影響下においては、全国の社協による応援が難しいことが想定されます。
 - ▶ このため地元の社会福祉法人・福祉施設、ボランティア団体、NPO、生協、企業・労働組合、学生などへ災害ボランティアセンター運営への協力を呼びかけることが必要です。
- (4) 安心してボランティアを頼める、ボランティアに参加できる情報発信を行う。
 - ▶ 災害ボランティアによる支援が必要な人たちは、新型コロナウイルスに感染した場合、重症化するリスクが高い高齢者や障がい者、疾病がある人が多いのが特徴です。このため、被災者のなかにはボランティアの依頼を躊躇する人も少なくないと思われます。ボランティア活動を希望する人も、新型コロナウイルスへの感染に大きな不安を抱いています。

- ▶ 災害ボランティアセンターが取り組む衛生配慮策を盛り込んだチラシの配布や、ホームページ等での周知を通じて、被災者やボランティアの不安の解消に努めることが必要です。

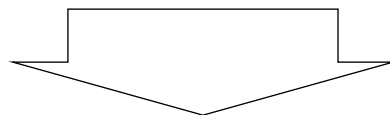
(5) ボランティア活動保険への加入を徹底する。

- ▶ ボランティアは、十分な感染防止策を施したうえで活動を実施することとなりますが、万一に備えてボランティア活動保険に必ず加入するよう徹底します。

※ 全社協のボランティア活動保険では、新型コロナウイルス感染症はこれまで補償対象外でしたが、令和2年5月1日に保険の改定が認可され、ボランティア活動中に新型コロナウイルスに罹患して治療を受けた場合、補償の対象となることになりました。

2 ボランティアの募集・受け入れの基本的考え方

- 大規模災害発生時、災害ボランティアセンターは、被災地域内外から支援に訪れるボランティアを被災した人や地域につなぐことで被災した人の生活支援を行います。
- ボランティアの募集や受け入れの範囲については、これまでも、被災者のニーズや実際のボランティアの参加人数の動向等を踏まえ、その時の状況に応じて検討されてきましたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けては、これらに加えて、「①被災地域にウイルスを持ち込む恐れ」「②被災地域からウイルスを持ち帰る恐れ」「③被災者やボランティア同士の接触により感染を広める恐れ」などに配慮する必要があります。



(1) 緊急事態宣言下におけるボランティアの募集範囲

- ▶ 緊急事態宣言が発せられている期間は、国や県の移動制限を踏まえ、広域に大勢のボランティアに参加を呼びかけ受け入れる災害ボランティア活動は行わず、顔の見える近隣住民を中心に、中学校区、当該市町村域などの制限を設けてボランティアの募集を行います。

(2) 緊急事態宣言解除後におけるボランティアの募集範囲の拡大

- ▶ 緊急事態宣言解除後においてボランティアの募集範囲を拡大する場合には、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に示される外出の自粛等の考え方のもと、被災地域の住民のニーズや災害ボランティアセンターの設置環境を的確に把握し、被災者等の意向や意見も踏まえ、県や市町村とも協議したうえで、決定します。

(3) 地元の地域住民、幅広い組織・関係者にボランティア活動への参加を呼びかける。

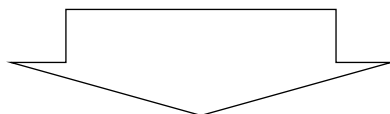
- ▶ 新型コロナウイルスの影響下においては、感染拡大防止の観点からボランティアの募集範囲を制限する必要もあり、十分なボランティアを確保していくことが困難になることが想定されます。これまで以上に、地域住民を含め、地元の幅広い組織・関係者にボランティア活動への参加を呼びかける必要があります。
- ▶ それでも支援を十分に提供できない場合には、必要に応じて市町村行政と協議し、支援の対象を一人暮らしの高齢者や障がい者等に重点化すること、家財道具の運び出しや生活スペースの泥だし等活動内容に優先順位をつけることなどを検討する必要があります。

(4) ボランティアの募集方法を検討する。

- ▶ 感染および感染拡大のリスクを低減するため、不特定多数のボランティアが災害ボランティアセンターを訪れることがないように、必要に応じて事前申込制の導入や募集予定人数を周知するなどの工夫を検討します。

3 新型コロナウイルスの状況下における衛生管理・感染防止の留意点

- 新型コロナウイルスの影響下で災害ボランティアセンターを設置・運営する場合、「3つの密」（密集・密接・密閉）を徹底的に避け、マスクの着用、手洗い・手指消毒等基本的な感染防止策を導入し、感染および感染拡大のリスクを可能な限り低減する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は接触感染と飛沫感染です。災害ボランティアセンター内で、接触機会が多い場所や場面等を把握し、保健師等感染症予防の専門家の意見も踏まえ、重点的に感染予防対策を施す必要があります。



(1) 災害ボランティアセンター運営のための事前準備

- ▶ 災害ボランティアセンターのスタッフのマスクの着用、手指の消毒、毎日の検温、体調の報告の徹底を図ります。スタッフおよびその家族等に発熱（37.5℃以上、もしくは平熱より1℃以上高い）、風邪症状がある場合は、参加を見合わせます。
- ▶ 屋内の会議室等を使用する場合は、人と人との距離を2m（少なくとも1m）維持した場合に収容できる人数（運営スタッフ含む）を試算したうえで決定します。収容定員の50%以下が目安です。
- ▶ 災害ボランティアセンターの入口等に手指消毒液等を配置します。
- ▶ ボランティア受付については、並んだ時に2m（少なくとも1m）の間隔を保てるように印をつけます。

- ▶ 手洗い場にハンドソープ、ペーパータオルを配置します。
- ▶ 災害ボランティアセンターの窓や入口を開けて、十分な換気を行います。
- ▶ ボランティアの待機場所は、換気のできる場所とします。
- ▶ 受付や待機場所、トイレ等を消毒液で拭き掃除します。特に、ドアノブやテーブル、いすの背もたれなどを重点的に消毒します。
- ▶ 活動に用いる資機材や備品・機器等を消毒します。
- ▶ マイク設備がある場合、大きな声を出さなくて済むようにマイク、スピーカーを準備します。設備がない場合は、拡声器などを用意します。マイク等は使用の都度消毒を行います。
- ▶ 受付に、【ボランティア活動に参加するにあたってのルール】を提示します。

【ボランティア活動に参加するにあたってのルール（例示）】

- ◎ ボランティアおよびその家族等に発熱（37.5℃以上、もしくは平熱より1℃以上高い）、風邪症状がある場合は、参加を見合わせてください。
- ◎ ボランティアが活動に参加する際には、マスク等による咳エチケットの対応をお願いします。
- ◎ 活動中も含め、人と人との間隔は常に2m（少なくとも1m）以上確保してください。ボランティア同士あるいは依頼者と会話する際は、正面に立つことをできるだけ避け、十分な身体的距離を保ってください。
- ◎ 活動中は、手洗いや手指の消毒等、基本的感染予防対策の徹底をお願いします。帰宅後も手洗いや手指の消毒等をお願いします。
- ◎ 屋内で活動する際は、常時換気するよう徹底してください。
- ◎ マスクを着用しての活動は身体的に負荷がかかります。無理のないよう作業を分担し、適宜休憩するようにしてください。屋外で人と人との間隔が十分な距離（2m以上）を確保できる場合は、マスクを外しても構いません。
- ◎ 熱中症予防のために、こまめに（20～30分ごと）休憩・水分補給を心がけてください。
- ◎ 体調不良者が出た場合、リーダーは速やかに災害ボランティアセンターまで連絡してください。
- ◎ ボランティアに食品や飲料の提供は行いません。食品や飲料は各自で持参してください。熱中症予防のため飲料は多めに持参してください。
- ◎ ボランティアが1日の募集予定人数を超える場合、参加をお断りする場合があります。

（2）災害ボランティアセンター活動中の取り組み

① ボランティア受付班

- ▶ 受付での感染および感染拡大リスクを低減するため、必要に応じて事前申込制を取り入れるなど、受付時間の短縮を工夫します。

- ▶ 受付や待機場所が屋内にある場合、1時間に2回以上の換気を行います。
- ▶ ボランティア活動保険については、なるべく事前に居住地の市区町村社協で加入してもらうよう周知します。

② ニーズ班

- ▶ 被災者からの依頼は、基本的に電話や電子メールで受け付けます。
- ▶ 現地調査を行う際は、訪問当日に電話等で依頼者の体調確認を行い、依頼者およびその家族等に発熱（37.5℃以上、もしくは平熱より1℃以上高い）、風邪症状がある場合は、訪問を見合わせます。
- ▶ 訪問の際は、訪問スタッフはマスクを着用します。依頼者にもマスク等による咳エチケットの対応をお願いします。また、室内で作業する場合は、適宜換気を行います。
- ▶ 会話をする際は、正面に立つことをできるだけ避け、十分な身体的距離を保ちます。

③ マッチング・送り出し班

- ▶ オリエンテーションで、ボランティアに対して活動の留意点や注意事項を説明する際は、必要事項をチラシや動画にまとめ、ボランティアにそれぞれ読んで（見て）もらうなど、オリエンテーションの時間短縮を工夫します。
- ▶ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための注意事項の説明を行います。
- ▶ マッチングの際は、被災者からの依頼内容をなるべく詳細まで指示書にまとめるなど、説明時間の短縮を工夫します。
- ▶ できるだけ災害ボランティアセンターでの待機時間を短縮するため、エリアマッチング方式（はじめに活動エリアのみを定め、直接被災現地に向かってもらったあとで具体的な活動につなげる方法）を取り入れるなど工夫します。

④ 資材班・送迎班

- ▶ 資機材については、手指が触れる部分を重点的に消毒します。
- ▶ 車両の中は密接になりがちです。乗車中は、運転者、ボランティア双方にマスクの着用を徹底し、窓を常時開け換気を行います。運転席と後部座席との間をビニールシートで仕切ることも考えられます。
- ▶ 送迎後は、十分に車内の換気を行い、ボランティアの接触頻度が高い部分（ドアや背もたれ等）を消毒します。

⑤ 活動終了後の取り組み

- ▶ 活動終了後のスタッフミーティングの際は、あらかじめ各セクションのリーダーに報告事項の要点を整理してもらうなど、時間短縮を工夫します。
- ▶ 活動終了後は、会場内および他者と共有する備品などを消毒します。
- ▶ 清掃時やごみの廃棄作業時は、マスクや手袋の着用を徹底します。
- ▶ 運営スタッフは、帰宅後も手洗いや手指の消毒等を徹底します。